

奈良県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十一年分の収支報告書について、ビジョン21から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十二年十一月奈良県選挙管理委員会告示第五十六号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年一月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

ビジョン21の項1中「収入総額	1,380,750」を「収入総額	
1,921,425」を「本年収入額	1,380,750」を「本年収入額	
1,921,425」を「回覧2中「支出総額	1,380,750」を「支出	
総額	1,921,425」を「回覧3中「寄附	780,000」を「寄
附	1,320,675」を「個人分	780,000」を「個人分
	1,320,675」を「回覧4中「政治活動費	1,280,950」を「政
治活動費	1,821,625」を「その他の経費	280,200」を
「その他の経費	820,875」を「回覧5中「年間五万円以下のもの	
50,000」を「年間五万円以下のもの	590,675」を改める。	